

横浜国立大学コンプライアンス行動規範

第 1 版



平成 3 1 年 2 月

目 次

1. コンプライアンスの実践	2
2. 行動規範	4
3. 個別の留意事項	
(1) 人権の尊重、法令の遵守	5
(2) 公正な研究活動、公的研究費の適正使用	9
(3) 社会貢献への取組	21
(4) 男女共同参画への取組	23
(5) 服務の基本原則	25
(6) ハラスメントの防止	28
(7) 公益通報	32
(8) 安全保障輸出管理、軍事的安全保障研究	33
(9) 個人情報の保護	37
(10) 情報セキュリティ対策	38
(11) 知的財産権の保護	42
4. コンプライアンスに関する研修と内部監査	43
5. コンプライアンス窓口	44
国立大学法人横浜国立大学コンプライアンス基本規則	47
横浜国立大学におけるコンプライアンスに関する基本方針	53

1 件の重大な不祥事が発生する背景には、
29 件の軽微な不祥事、
さらに 300 件の軽微な不祥事にまで至らなかった事案がある。
(ハインリッヒの法則)

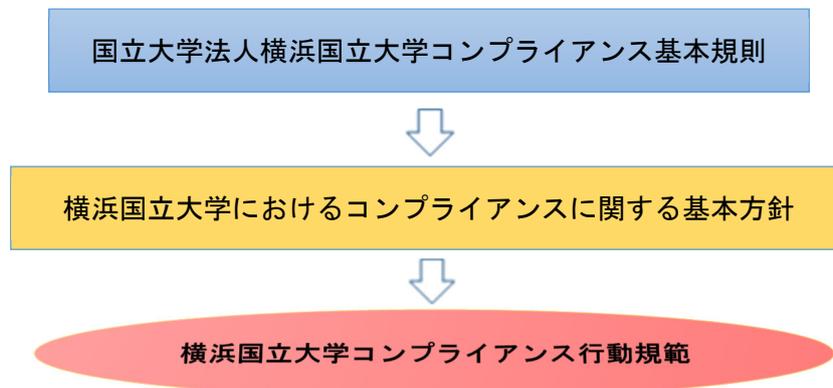
はじめに

本学は、平成29年10月12日にコンプライアンスに関する基本事項となる「国立大学法人横浜国立大学コンプライアンス基本規則」（以下「規則」という。）を定め、平成30年4月19日には、本学に所属する役員及び教職員並びに派遣契約に基づき本学の業務に従事する者（以下「役職員」という。）の行動規範となる基本的考え方を示す「横浜国立大学におけるコンプライアンスに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めた。

この「横浜国立大学コンプライアンス行動規範」（以下「行動規範」という。）は、基本方針で示した基本的考え方を敷衍し、より具体的な行動への共通的な手引きとしてまとめたものである。各部局においては、それぞれの固有の事情に応じた事項を加えていくことが望ましい。

本行動規範の対象は、常勤の役職員のほか、非常勤職員（非常勤講師、TA・RA等を含む。）及び派遣契約により本学において就労する者等であっても、その行為により本学の信用失墜が生じる可能性がある者も対象とする。

なお、学生（学府生、学部生、科目等履修生、研究生等）については、直接この行動規範の適用対象とはならないが、学生もまた大学の一員であり、社会の一員であって、卒業後の長い社会人生活をも睨み、コンプライアンス推進の意義と重要性を認識し、大学の取り組みを理解し、コンプライアンス意識の涵養に自ら努めることを期待する。また、学生の教育に責任を有する部局長等も、学生に対するコンプライアンス教育の推進に意を尽くしてもらいたい。



1 コンプライアンスの実践

研究分野、教育プログラム、学習環境、キャンパス環境、社会貢献において、世界で通用する一流の水準を目指す「グローバル・エクセレンス大学」実現を標榜する本学は、平成26年の学校教育法、国立大学法人法改正を受け、様々な大学ガバナンスの充実・強化に取り組んできた。

社会が求める人材や知識、技術等を育て、幅広く提供することが大学に課せられた使命であり、社会からの期待、要請も大きい。国立大学法人にあつてはその業務の公共性が特に求められるため、その教職員も一層高い倫理観に基づく業務執行が要求される。

本学におけるコンプライアンスとは、「法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守すること」（規則第2条第1号）をいい、役職員は「その職務遂行にあたり、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観と社会的良識をもって、公正・公平かつ誠実な職務の遂行に努めなければならない」（基本方針1(2)）としている。

コンプライアンスとは、もともと法令遵守(Comply with the Law)の意であるが、近年コンプライアンスが強く求められる背景として、社会的信用を失墜する行為を未然に防止するという考えがある。いわゆる法令だけでなく、倫理や社会規範、社会的良識まで含めて、これらから外れないよう、日々正しい選択をしていくことによりコンプライアンスの概念を拡張して考えられるようになってきている。すなわち、法令遵守は当然として、法令によって禁止されてはいないことであっても、そのことによって社会の信頼を損なうおそれのあることは行わないことが求められるのであり、かかる判断を主体的に行えるように、教職員一人ひとりの意識を高めることがコンプライアンス推進の意義といえる。

ただし、コンプライアンスを個々人の意識、倫理観の問題として処理するのではなく、組織の問題としてとらえ、学内においてコンプライアンス違反を許さないという健全な組織文化（習慣化された思考・行動）を形成していくことが重要である。そのような組織文化があつてこそ、教職員一人ひとりに重すぎる負担を課すことなく法令等の違反行為を未然に防止し、健全で適正な大学運営と社会的信頼の維持が果たせるものである。

コンプライアンス違反は、今や国内のみならず、国外にも多大な影響を及ぼす可能性があり、本学の社会的信頼を揺るがす事態に発展することとなる。

コンプライアンス推進は、社会的信用失墜行為の未然防止という点で組織のリスクマネジメントの根幹に密接に関連する。コンプライアンスに関する組織文化、体制が確立されていない組織は、自浄作用がなく、広範な社会的信用の失墜を起こすリスクが高

くなる。(最近のスポーツ界等におけるパワハラ・セクハラ問題、医学部における入試採点不正の広がりはそれを示している。) 組織の社会的評価に直結する本質的な課題であることを認識する必要がある。

なお、問題が発生した場合に、最も避けるべきは隠蔽である。そのことが発覚した時の社会からの批判は、より一層強いものとなる。どのような理由があつたにせよ、信用は失われ、言い分はだれにも聞いてもらえず、組織自体の存亡に関わることも少なくないことを強調しておきたい。

2 行動規範

この行動規範は、役職員が執るべき行動の拠り所として、全般的な共通事項を定めたものであり、各部局においては、固有の事情に応じた事項を加えていく必要がある。

- (1) 一人一人の人権と人格を尊重し、差別、偏見及びハラスメントに繋がる言動は行わない。
- (2) 法令や本学の規則、教育研究固有の倫理、その他の規範を遵守するとともに、社会規範に従い、高い倫理観を持って誠実に行動し、常に公正・公平な対応を行う。
- (3) 全ての役職員が高い使命感を持って協働し、本学が掲げる基本理念を実現するため、安全かつ健全な職場環境の下、教育、研究、社会貢献活動に真摯に取り組む。
- (4) 学生教育においては、安全かつ健全な学習環境の下、学生の人格・意見を尊重しながら、豊かな人間性、高い倫理観、幅広い教養を身に付けさせ、社会から求められる高度で専門的な知識・技能を修得した人材の育成を目指す。
- (5) 研究活動の実施及び研究成果の発表においては、社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、常に正直・誠実に判断し、行動する。
- (6) 地域社会への貢献や連携を常に考え、地域社会の一員としての責任を果たすとともに、積極的な情報発信や情報公開を通じて、本学に対する理解や信頼の確保に努める。また、市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を持たず、不当要求に関しては、断固として拒絶する。
- (7) 国立大学法人運営費交付金等国立大学の経費は、国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、公正かつ効率的・効果的な予算執行を行う。

3 個別の留意事項

(1) 人権の尊重、法令の遵守

基本方針 II 個別の留意事項

(1) 役員及び教職員相互の信頼関係を確保するために

- ① 各自の人権を尊重し、差別や性的嫌がらせに繋がるような言動や個人の尊厳を傷つけるような言動は行わないこと
- ② 就業規則を十分に理解し、就業規則に定められた禁止事項やその精神に反するような不誠実な行為は行わないこと
- ③ 労働安全衛生に関する法令等を遵守し、健全で働きやすい職場環境を維持すること

(2) 学生とともに

- ① 教育基本法を始めとする関係法令を遵守し、本学の教育理念の実現に向けて熱意を持って学生指導を行うこと
- ② 教育において学生の人格を尊重し、学生の能力開発、人間性・倫理性の深化を目指すこと
- ③ 学生の個人情報に適切に取得し、正確性を確保し、漏洩、滅失又は毀損の防止等に細心の注意をもって適切に管理すること
- ④ 学生からの相談・申し出等に対し、常に公正かつ誠実な態度で接し、迅速かつ的確に対応すること

人権とは、人間として誰もが共通に持っている、他の人が侵してはいけない基本的権利である。学生、保護者、教職員、その他すべての人々の人権を尊重し、人種、国籍、出身、年齢、性別、宗教、信条、社会的身分などによる不当な扱いや嫌がらせに繋がるような言動を決して行ってはならない。

なお、障がい者を理由とする差別の解消については、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消に関する法律」があり、それを受けて本学でも平成 28 年 3 月に、「国立大学法人横浜国立大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則」が制定されている。この規則では、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁じている。

国立大学法人役職員の職務内容は、公務に準ずる公益性、公共性を有していることから国立大学法人法第 19 条に基づき、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務員とみなされ、汚職の罪など公務員に適用される罰則の対象となる。

法令違反があった場合、刑事上の責任のみならず民事上の責任が発生するとともに、本学から相当の懲戒処分を課せられる場合がある。

本学の果たすべき社会的責任と公共的使命を自覚し、法令や学内規程等を厳に遵守するとともに、無意識下の判断基準による慣例的な業務執行を排し、本学の常識と社会の良識がかけ離れないように努める。

なお、日本人と宗教、文化、習俗等が異なる留学生に対する留意事項として「YNU 教員のための留学生指導に関する 12 の情報」が出されているが、そこにおいて留学生の宗教・文化の尊重、ステレオタイプ的な枠組みで見ることなく、留学生個々人の個性・人格を尊重することが定められている。

YNU教員のための留学生指導に関する 12 の情報

2017年3月改定 横浜国立大学留学生支援WG

1. 留学生のおかれている状況や立場をご理解ください。

- ① 留学生は外国人として、大学や日本社会の中で日本人とは違うさまざまなハンディキャップや困難を負い、ストレスにさらされることが多い点をご留意ください。
- ② 留学生の中でも、かなりの額の奨学金がある国費留学生等と、生活費や学費のほとんどを自分でまかなう私費留学生とで、経済的・時間的余裕がかなり違っているという点をご理解ください。

2. 留学生の宗教・文化をご尊重ください。

- ① 留学生を指導することは文化交流でもあるという点を考慮し、留学生の宗教と文化を尊重してください。たとえば、イスラム教徒の留学生の食事の制限やお祈りの時間等についてご理解ください。
- ② 留学生を宗教・文化に対するステレオタイプ的な枠組みで見ることではなく、あくまで個々人の個性・人格をご尊重ください。 (以下略)

安全衛生管理

安全衛生管理は、横浜国立大学の教育研究活動を支える基盤業務であり、その継続的な充実を図ることの重要性に鑑み、安全衛生管理の基本理念と基本方針が定められて

いる。

本学の安全衛生方針

基本理念

安全衛生管理は、横浜国立大学の教育研究活動を支える基盤業務であり、その継続的な充実を図ることの重要性に鑑み、横浜国立大学はここに基本理念と基本方針を定める。

横浜国立大学は、学術研究と教育において実践的知の拠点たることを目標とし、安心及びリスクマネジメント領域での研究・人材育成の成果においては、これまで内外で高い評価を得てきた。横浜国立大学は、その成果を活用して、快適な学内環境を創り、災害を発生させることなく教育研究活動を実施しうるように、学長、役員、全構成員の協力の下で、安全衛生の確保に最大限の努力を傾注することを、安全衛生管理の基本理念とする。

基本方針

1. 労働安全衛生に係る法令及び本学で定める労働安全衛生に関する規則等を遵守し、安全衛生に関する管理体制の適正な構築と運営により、構成員の安全と健康を守る。
2. 安全衛生と健康づくりのために必要かつ十分な調査研究・教育・研修・啓発活動を継続的に行い、構成員の意識の向上に努める。
3. 構成員のための心と体の健康保持・増進に向けた活動を積極的に支援する。
4. 大学は、教育研究活動の自由を前提とするものであり、そのリスク管理は教育研究の実施主体である構成員の、現場における安全衛生管理の意識と具体的な活動に依存するところ大である。このような大学の特性に配慮した安全衛生マネジメントシステムを構築して、学内におけるリスクを把握し、リスクを低減するための目的・目標の設定、実施、評価、改善の適切なしくみを確保することにより、全構成員の教育・研究環境の安全性と衛生の水準を継続的に向上させる。

制定日：平成20年12月18日

【参照すべき規則等】

- ・学校教育法

- ・労働基準法
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・労働安全衛生法
- ・労働者災害補償保険法
- ・横浜国立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則
- ・教職員就業規則
- ・非常勤職員就業規則
- ・短期間勤務職員就業規則
- ・教員の就業に関する規則
- ・役職員倫理規則
- ・勤務時間、休日及び休暇等に関する規則
- ・教職員兼業規則
- ・教職員の営利企業への就職に関する規則
- ・教職員の株式所有等に関する規則
- ・教員の懲戒等に係る審査及び手続きに関する規則
- ・教職員の懲戒等に係る審査及び手続きに関する規則
- ・学生の懲戒に関する規則
- ・教職員労働安全衛生管理規則
- ・労働安全衛生委員会規則
- ・化学物質等管理規則
- ・高圧ガス管理規則
- ・放射線障害予防規則
- ・横浜国立大学における毒物及び劇物取扱規則
- ・労働安全衛生委員会化学物質・高圧ガス専門部会規則
- ・横浜国立大学における危機管理に関する規則
- ・コンプライアンス基本規則
- ・横浜国立大学におけるコンプライアンスに関する基本方針

(2) 公正な研究活動、公的研究費の適正使用

基本方針 II 個別の留意事項

(3) 研究者としての信頼を確保するために

- ① 大学における研究が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に説明し、社会との建設的な対話を築くよう努力すること
- ② 他の研究者の成果を適切に評価するとともに、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け誠実な態度で対応すること
- ③ ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為、二重投稿、不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為を行わず、加担もしてはならないこと
- ④ 研究不正行為に対する対応について、その防止と併せ、自律・自浄作用の強化を認識し、このことは研究活動を通じた教育の上でも重要であることを銘記すること
- ⑤ 研究費の使用にあたっては法令等を遵守し、適正な運営と管理に努めること

(5) 取引先の信頼を確保するために

- ① 取引にあたって、公正かつ自由な取引を確保しカルテルや談合、優越的地位の濫用など法令等の違反となるような行為は行わないこと
- ② すべての取引先が本学と対等の立場にあるよきパートナーであることを十分認識して公正かつ誠実に対応すること
- ③ 取引先との間の接待や贈答品の接受は職員倫理規則に基づき行わないこと
- ④ 契約の締結等により知り得た取引先の機密情報について漏洩等のないよう、細心の注意をもって厳正に管理すること

横浜国立大学における研究活動行動規範

横浜国立大学は、「実践性」「先進性」「開放性」「国際性」の精神の下に、世界の学術研究と教育に重要な地歩を築く努力を重ねている。また、この実現のために、自由な発想を支える柔軟なシステムのもと、広く内外の研究者と協調して、社会と自然及びそこに生きる人間の諸問題に関し先進的な研究を遂行し、各学問分野における世界的研究拠点となり、人類の将来に向けた的確な提言をする。更に、研究の成果を広く発信し、国、地方公共団体、産業界、市民社会、諸外国が抱える課題の解決に寄与するた

め、独創性・有用性・新規性・未来可能性などを持った研究成果の還元に努める。

研究の遂行に当たっては、公正に研究することとし、故意に不正を行うことは絶対にあってはならない。この認識の下に、日本学術会議が策定した「科学者の行動規範」（平成25年1月25日）に賛同し、これを遵守して研究活動を行うこととする。

また、この宣言を実効あらしめるため、研究倫理教育責任者による責任体制の下、不正行為の防止について以下の取り組みを実施する。

(1) 研究上の不正行為の防止を図るための責任ある研究の遂行

不正行為の防止は、科学・技術の健全な発展や社会的な信頼の確立、さらには人間社会の安全と環境の保全のために不可欠である。不正行為には、論文のねつ造・改ざん・盗用ばかりでなく、研究環境の安全面や研究実施者の健康に関わる問題（有害薬品の投棄等）、基本的人権に関わる問題（誹謗・中傷等）などが含まれる。研究に従事する者は、このような不正行為に陥ることのないよう自らを律するとともに、他者に不正行為の疑いがあるときにも適切に対応すべきである。また不正行為の発生を未然に防ぐための努力を怠ってはならない。

(2) 研究倫理に関する継続的な教育・啓発活動、研究活動に関する作法の遵守

不正行為予防のため全構成員を対象とした研究倫理教育プログラムを実施する。研究に従事する者は、これらの日常的活動への参加・支援を通じて研究倫理についての認識・意識を深めなければならない。また、研究データの取扱い、実験ノート作成などの研究活動に関する作法は、上記の研究倫理教育プログラムをもとに研究分野の特性も踏まえつつ各部局等において適切に対応し、これを遵守する。

(3) 研究上の不正行為に適切に対応するための体制整備

そのうえで不幸にも不正行為が発生した場合には、組織内に設置する学術研究部会が、構成員がかかわる不正行為について調査等にあたり、不正行為があったと認められる事象に対しては内部規定に基づき懲戒処分及び研究の停止等の処置を行うほか、原則として公表することとする。

制定 平成19年2月22日

最近改正 平成27年12月2日

横浜国立大学

研究の遂行に当たって、故意に不正を行うことは絶対にあってならないことはいうまでもない。本学では「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」を受け、「横浜国立大学における研究活動行動規範」及び「横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則」を改正し、研究者個人の自覚を促すとともに、組織として不正行為を防止する体制を整備している。

研究不正の代表的な形態としては次のものが挙げられる。

- ① ねつ造：存在しないデータ、研究成果等を作成すること
- ② 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ③ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく使用すること
- ④ 二重投稿：他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- ⑤ 不適切なオーサーシップ：論文著作者が適正に公表されないこと

本学では、研究活動に関する不正行為に係る告発・相談等の窓口を研究・学術情報部研究推進課に設置している。

公正な研究活動の確保

研究活動における行動規範は、大学の国際化の進展に伴い、これまで関知してこなかった法令等にも目を向け、遵守していく必要が生じてきている。

ねつ造、改ざん、盗用の特定不正行為をしているにもかかわらず、理由を付けて正当化し、物事を進めることも一切排したい。

ねつ造、改ざんの例としては、架空の実験結果をねつ造、不正行為に対する認識不足が招いたデータねつ造・改ざん、実験結果のねつ造・改ざん、他の論文からのデータ流用・ねつ造・改ざん、共著者名を悪用した論文のねつ造であり、盗用の例としては、英文表記の類似性の高さ、指導学生の論文盗用などである。

また、近年では、査読がずさんで料金を払うだけで掲載されるなど多くの問題を抱える粗悪とされる学術誌が増加しており、これへの投稿は、研究成果のいわば水増しにつながるものとして問題視されるようになってきている。このような粗悪とされる学術誌への投稿などは一切控えるべきである。

このような事柄は法令等に違反しているものではないものの、コンプライアンスと

は前に述べたとおり、法令を遵守するというだけでなく、法令で禁止されていないものであっても、社会的な良識、倫理観に基づいて信用や信頼を損なうことがないか否かを点検し確かめることが重要であることを常に認識する必要がある。また、学生に対しても、この点についての徹底的な教育指導が必要である。

本学が保有する設備、備品、資金等の資産についても、正当な用途にのみ使用し、滅失、毀損又は盗難の防止等に細心の注意をもって厳正に管理するほか、研究におけるあらゆる不適切、不正な行為を行わないとともに、不正行為が起こらない環境の整備に努めていかなければならない。

ライフサイエンス研究等の審査体制

ライフサイエンス研究等倫理委員会の下に、各種専門委員会を設け、ライフサイエンス研究の実施に関する審査体制を整備している。ライフサイエンス等を実施する場合は、研究開始2ヶ月前までに研究・学術情報部研究推進課に必要書類を提出する。

- ・ヒト生殖・クローン研究専門委員会
- ・ヒトゲノム・遺伝子解析研究専門委員会
- ・人を対象とする医学系研究倫理専門委員会
- ・人を対象とする非医学系研究倫理専門委員会
- ・人を対象とする研究利益相反マネジメント専門委員会
- ・遺伝子組換え実験安全専門委員会
- ・動物実験専門委員会
- ・研究用微生物専門委員会

海外遺伝資源を用いた研究を行う場合の名古屋議定書の対応

生物多様性条約の目的の一つである「遺伝資源（※）の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分：Access and Benefit Sharing（以下「ABS」という。）」を実行するための国際的なルールとして名古屋議定書が平成26年に発効した。

日本は、平成29年8月に締約国となり、国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置による生物多様性の確保に関する指針」を定めた。

今後、教員等が海外から遺伝資源を日本に持ち込む場合、事前にABSに対応する手続きを行うことが重要となり、必要な手続きを怠った場合、研究の差し止めや研究論文

が承認されない等の可能性があり、研究の推進に大きなリスクとなる。

海外の研究者及び遺伝資源提供者等から海外の遺伝資源を取得する研究や留学生が自国の遺伝資源を日本に持ち込む研究を検討している教員等は、研究・学術情報部研究推進課まで連絡すること。

(※) 遺伝資源とは、「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他（ウイルスも含む）に由来する素材のうち価値があるもの」で、例えばウイルスや種子、薬草の効果等の伝統的知識も含まれるが、ヒトの遺伝資源は含まれない（平成 29 年 10 月現在）。

公的研究費の適正使用

本学の会計制度は、国立大学法人横浜国立大会計規程を柱として、会計諸規則において定められている。

公的研究費の使用に当たっては、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正 文部科学大臣決定）に基づき、「国立大学法人横浜国立大学公的研究費等管理規則を制定し、平成 26 年 12 月には、「公的研究費等の運営及び管理を適正に行うための基本方針」及び「国立大学法人横浜国立大学における公的研究費等の適正な使用に関する行動規範」を定めている。

国立大学法人横浜国立大学における公的研究費等の適正な使用に関する行動規範

平成 26 年 1 2 月 1 日
学長（最高管理責任者）裁定

国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）の公正な研究等の遂行を今後とも確保・充実していくためには、公的研究費等を使用する本学教職員とこれを支援する者（常勤教職員、非常勤教職員及び学生等の身分を問わない。）（以下「研究者等」という。）が、関係法令及び学内規則等を遵守し、常に自らの行動を律することが重要である。

研究者等は職種に拘わらず、社会に対して公的研究費等の使用に関する説明責任があることを十分自覚して、その透明性の確保・向上に努めなければならない。その自覚の下に、研究者等は、次に掲げる項目を研究活動等に係る行動の柱として、適正な業務遂行に励まなければならない。

1. 研究者等は、関係法令及び学内規則等を遵守し、廉潔性を以って業務を遂行しな

ければならない。

2. 研究者等は、公的研究費等の公共性を常に自覚し、行動しなければならない。
3. 研究者等は、研究活動等について強い倫理意識を持って、常に公私の別を明らかにしつつ、利害関係者への対応に細心の注意を払い、節度をもって行動しなければならない。
4. 研究者等は、自らの業務を適正に遂行するとともに、本学関係部署間との円滑なコミュニケーションを図り、相互協力の下、不正使用の防止に努めなければならない。
5. 公的研究費等の不正使用または不正使用の恐れがあることを知った研究者等は、速やかに通報窓口等に通報しなければならない。

不正使・の代表的な事案（手法）

○カラ出張・水増し出張

- ・出張を取りやめにしたにもかかわらず、そのまま旅費を請求し大学に支出させた。
- ・飛行機とホテルがセットになっている安価なパッキングツアーを手配して出張したにも関わらず、新幹線とホテルを別々に手配し出張したことにして、新幹線料金と旅費規則による定額の宿泊代を請求し大学に支出させた(実際の経路を偽った水増し請求)

○プール金

- ・学生を資料整理のため短期間勤務職員として雇用し勤務させたが、実際に勤務した日以外にも出勤簿に押印させ、勤務時間数をねつ造することで過大な給与を大学に支出させた。その後、ねつ造した分を研究室で管理し、研究で使用する物品を購入した。

○預け金

- ・年度末（又は研究期間末）までに予算を使い切れないことが想定されたため、納品の事実が無い架空の取引により業者に請求書を提出させ、大学に支出をさせた。その後、同額分の別の物品を納品させた。

○領収書の改ざん

- ・立替払により物品を購入したが、取引業者から徴収した領収書（レシート含む）の金額などを改ざんすることで、実際の購入金額よりも過大に請求し大学に支出させた。
(参考)・横浜国立大学における公的研究費等の不正使用防止計画・不正使用防止具体策

横浜国立大学における公的研究費等の不正使用防止に対する取組

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日付け改定 文部科学大臣決定）を踏まえ、以下の体制等を整備し、管理・運営体制等の充実、強化を図るとともに、公的研究費等の適正な使用を徹底することに努めている。

1. 公的研究費等の運営及び管理を適正に行うための基本方針
2. 横浜国立大学における運営・管理責任体制及び不正使用防止体制
3. 相談受付窓口
4. 通報（告発）受付窓口
5. 納品検収センター及び学内検収場所
6. 国立大学法人横浜国立大学における公的研究費等の不正使用防止計画・不正使用防止具体策
7. 国立大学法人横浜国立大学における公的研究費等の適正な使用に関する行動規範

公的研究費等の運営及び管理を適正に行うための基本方針

平成26年12月1日

学長（最高管理責任者）裁定

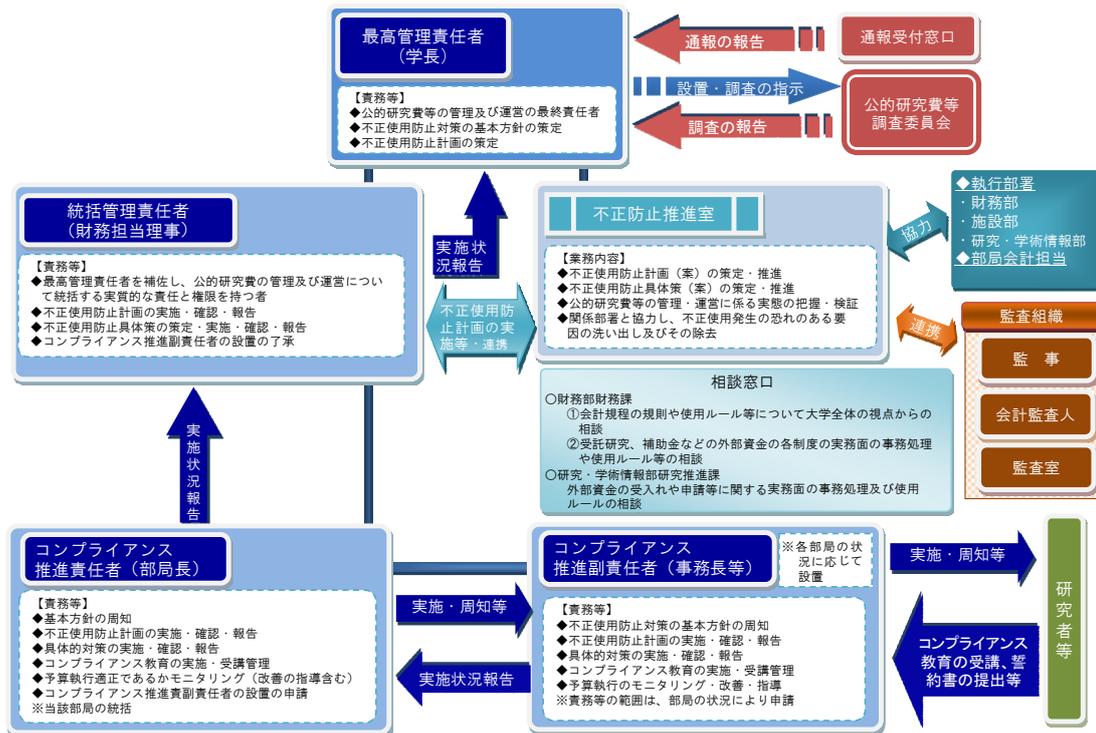
国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定）に基づき、本学における公的研究費等（本学が管理するすべての資金）の運営・管理を適正に行うための基本方針を以下のとおり定める。

1. 公的研究費等の運営・管理に関わる責任者（国立大学法人横浜国立大学公的研究費等管理規則第3条の責任者をいう。）は、不正使用の防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を周知・公表する。
2. 不正使用を誘発する要因を除去できる十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
3. 不正使用を防止するための計画（以下「不正使用防止計画」という。）を策定し実施する。また、不正使用防止計画を最上位と位置付けた基本方針に基づく「大学全体の不

正使用を防止する具体的な対策」を策定し実施する。

4. 本基本方針は、学内の状況及び学外の環境などを踏まえて柔軟に見直しを行い、実効性を確保する。

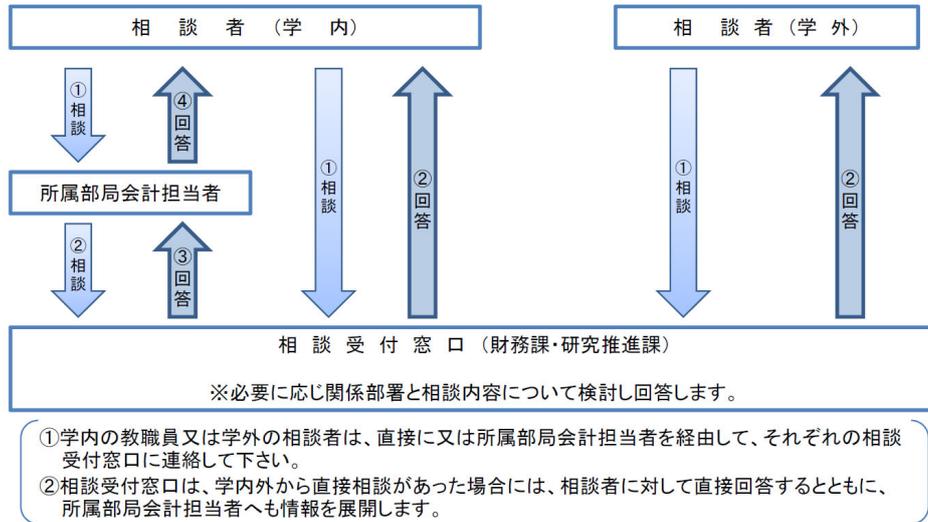
横浜国立大学における運営・管理責任体制及び不正使用防止体制



相談受付窓口

- ・ 会計規程の規則や使用ルール等について、大学全体の視点からの相談
財務部財務課 zaimu.fukukacho@ynu.ac.jp TEL. 045-339-3042
- ・ 寄附金受入、受託研究・共同研究等受入契約、その他補助金受入れ、各制度の実務面の事務処理や使用ルール等
財務部財務課 zaimu.fukukacho2@ynu.ac.jp TEL. 045-339-3101
- ・ 科学研究費補助金（基金）申請など、制度の実務面の事務処理や使用ルール等
研究・学術情報部研究推進課 kenkyu.fukukacho@ynu.ac.jp TEL. 045-339-3032

相談受付窓口フローチャート



通報（告発）受付窓口

公的研究費を本学又は研究資金配分機関が定めた使用ルールに違反し、虚偽の申告に基づき経費を支出させるなど、不正使用に関する通報を受け付けるための通報受付窓口

財務部財務課 zaimu.fukukacho@ynu.ac.jp TEL. 045-339-3042

- 不正使用に関する通報の方法
 - ・ 通報者（実名）は、電話・FAX・電子メール・書面及び面談により通報
 - 通報者の保護
 - ・ 通報者（実名）が通報したことを理由として、通報者に対する解雇その他いかなる不利益取扱も行わない。
 - ・ 通報者が通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を講ずる。
 - ・ 通報者に対して不利益取扱い又は嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、教職員就業規則に従って、懲戒等を行うことができる。
 - ・ 本学及び本規則に定める業務に携わる者は、当事者の人権を尊重するとともに、通報された内容、知り得た秘密を洩らさない。
- （参考）
- ・ 公益通報者の保護に関する規則
 - ・ 公益通報者の保護に関する規則施行細則
 - ・ 横浜国立大学における公的研究費等に係る通報等に関する取扱細則
 - ・ 公的研究費等の通報に関する調査等要領

○ 通報（告発）の留意事項

- ・通報を受け付ける際には、通報者の氏名・所属・連絡先・不正使用を行ったとする研究者等、不正使用行為の態様について確認するとともに、調査にあたって通報者に協力を依頼する場合がある。
- ・調査の結果、虚偽の通報及び他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的によるものと認められた場合には、当該通報者に対して就業規則に基づく懲戒等、刑事告発等を含む措置を講ずることがある。

利益相反

大学において企業等との共同研究などの研究協力、大学のベンチャー企業への積極的な支援、あるいは教員の企業活動等への参加などが増加している。その一方、大学は社会的には教育や研究を行う公共的な組織であり、活動から生まれる成果は、社会に広く還元するということが求められてきた。産学官連携の推進により、本来大学に期待されている役割に対する疑念を生じさせることは避けなければならない。そこで、大学の公共性と産業界との連携のバランスを保つには、利益相反のマネジメントが必要となる。

狭義の利益相反とは、教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。たとえば、外部機関との関わりによって、研究成果等について客観公正な専門的判断が歪められる、少なくともそのようにみられるような状況が発生するといったことなどが挙げられる。これには教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反、大学が得る利益と大学の社会的責任との相反の双方が含まれる。

責務違反とは、教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と両立し得ない状況をいう。たとえば外部活動に多くの時間、エネルギーを割き、大学における教育や研究の質を低下させるといったことが挙げられる。

この二つを併せて、広義の利益相反という。

横浜国立大学では、「利益相反マネジメントポリシー」及び「横浜国立大学利益相反マネジメント規則」を定め、産学官連携の推進に当たり、不可避免的に生じ得る利益相反に関し、研究・評価担当の理事を委員長とする「利益相反マネジメント委員会」及び「利益相反アドバイザー」を設置して、企業等との共同研究等に参加する場合や企業等から寄付金等の供与を受ける場合など、利益相反が生じ得るケースについての調査や審査、

助言又は指導に当たることとしている。また教職員に対しては利益相反の回避への努力義務、利益相反に関する申告、部局長の指導義務が定められている。

なお、利益相反に係る事務のうち、責務相反については総務企画部人事・労務課が、狭義の利益相反については研究・学術情報部産学・地域連携課が、広義の利益相反に係る事務については、総務企画部人事・労務課の協力を得て、研究・学術情報部産学・地域連携課において行うこととされている。

【参照すべき規則等】

- ・ 横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則
- ・ 特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）の告発から認定までの手続き（概要）
- ・ 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
- ・ 日本学術会議「科学者の行動規範」
- ・ 日本学術振興会「研究公正～Research Integrity～」
- ・ 横浜国立大学 研究者の作法（和文、英文）
- ・ 研究倫理パンフレット「研究の心得」（理系版・文系版）
- ・ 「名古屋議定書」（外務省）
- ・ 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（環境省）
- ・ 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)について(文部科学省ライフサイエンス課)
- ・ 国立遺伝学研究所知的財産室 ABS 学術対策チームウェブサイト
- ・ 平成 29 年度研究推進部セミナー資料（国立遺伝学研究所作成）【学内限定】
- ・ 横浜国立大学におけるライフサイエンス研究等の実施に関する規則
- ・ ヒト生殖・クローン研究専門委員会規則
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究専門委員会規則
- ・ 人を対象とする医学系研究倫理専門委員会規則
- ・ 人を対象とする非医学系研究倫理専門委員会規則
- ・ 遺伝子組換え実験安全専門委員会規則
- ・ 動物実験等管理実施規則
- ・ 動物実験専門委員会規則
- ・ 研究用微生物専門委員会規則
- ・ 利益相反マネジメント規則
- ・ 人を対象とする研究利益相反マネジメント専門委員会規則
- ・ 公的研究費等管理規則
- ・ 公的研究費等を適正に使用するための HANDBOOK
- ・ 会計規程
- ・ 会計実施規則
- ・ 契約実施規則

- ・ 政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する国立
大学法人横浜国立大学会計規則
- ・ 共同研究取扱規則
- ・ 受託研究取扱規則
- ・ 研究成果有体物取扱規則
- ・ 基金規則
- ・ 基金寄附金取扱規則
- ・ 学生修学支援基金規則
- ・ 国際交流基金規則
- ・ 資金管理規則
- ・ 寄附金取扱規則
- ・ 横浜国立大学における物品購入等の契約に係る取引停止等の取扱要項
- ・ 科学研究費助成事業取扱要項
- ・ 固定資産管理規則
- ・ 土地・建物使用規則
- ・ 常盤台地区電気工作物保安規則
- ・ 建物等の管理及び使用に関する規則
- ・ 防犯カメラ設置・運用に関する規則

(3) 社会貢献への取組

本学は、横浜国立大学憲章において、実践性、先進性、開放性及び国際性を建学の歴史の中で培われた精神として掲げ、その中で、学生と教員の社会参加を支援し、教育、研究、運営のすべての面で社会に開かれた大学を目指すことを宣言している。

国立大学法人は、国民の税金によって賄われている国の関係組織であるところから、直接的な関係者である学生や保護者はもとより、納税者である地域住民や企業、さらに地方行政など地域社会の関係者に対し、説明責任を果たしていく必要がある。

説明すべき内容としては、本学の理念や目標・計画、業務の実施状況や実績などについては、通常の広報や教育情報の公表、第三者評価結果の公表等で概ね対応していると言えるが、その他、関係者の特段の求め（報道機関の取材や情報開示請求等）に応じて説明責任を果たすべき場合もある。

教職員一人ひとり、自身に関わる業務について、日頃から情報を整理し、わかりやすい説明を心がけることや重要な決定をする際には、経緯や理由を明確にしておくことなど、説明責任に的確に対応することが求められる。

基本方針 II 個別の留意事項

(4) 地域社会からの信頼を確保するために

- ① 積極的な情報公開と広報活動を通じて、本学に対する理解と信頼の確保に努力すること
- ② すべての教育・研究活動にあたって、環境保全を重視するとともに環境負荷の抑制に努めること
- ③ 市民社会に脅威を与える反社会的勢力と断固として対決すること
- ④ 地域社会の構成員として社会貢献活動に積極的に参加すること

社会貢献を教育・研究と並ぶ大学の使命と位置付け、様々な形で国・県・市・地域や産業界に教育・学術・研究を通して貢献し、また、地球環境、エコへの関心を高め、更なる省エネルギー化を推進するための様々な取組みを行う。

コンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理と社会的良識を持って、自らコンプライアンス違反を行うことはもとより、他者に対し、コンプライアンス違反を行うことの指示・教唆、他者のコンプライアンス違反を黙認することがあってはならない。

【参照すべき規則等】

- ・ 汚水等管理規則
- ・ 横浜国立大学における廃液の取扱細則

- ・横浜国立大学における省エネルギー推進に関する規則
- ・防災・防火規則

(4) 男女共同参画への取組

性別や年齢、国籍など外見から識別可能な表層的な次元にとどまらず、学歴や職歴、物事の見方や考え方など、外見から識別できない深層的な次元まで背景の異なる人材がいると、多様な意見が出る。

つまり、従来の常識や慣習にとらわれない新たな思考が加わることで、イノベーションが起きやすくなったり、業務の進め方が改善したりする可能性が出てくる。

海外のグローバル企業は、職場でイノベーションを起こす核になる存在として女性人材の獲得に激しく競い合い、そして女性人材をどう育成し、いかに引き留めておくのかに知恵を絞っている。

多様な人材の活用（Diversity & Inclusion Management）に成功するかどうかは組織の命運を左右するといわれているが、本学でも「男女共同参画基本方針」及び「男女共同参画宣言」を発して、男女共同参画を推進するための各種取組みを展開している。

横浜国立大学 男女共同参画を推進するための基本方針

1. 教育、研究、就業の場における実質的な男女平等の実現

横浜国立大学は、教育の場として、研究の場として、職場として、男女の性差による差別的取扱いを廃絶し、すべての構成員を実質的に対等な個人として尊重し、その能力の十分な発揮を可能にする内部環境を整える最大の努力を継続します。

2. 積極的改善措置の採用

横浜国立大学は、教育の場、研究の場、職場において、実質的な男女共同参画を実現するために、形式的な男女の平等的取り扱いを超える積極的改善措置が必要と考えられる場合には、実質的な男女共同参画の実現に必要な措置を採用し、着実に実施していきます。

3. 男女共同参画実現のための教育・研究、日常活動の充実

横浜国立大学は、大学の内外において、大学独自の或いは他の主体との積極的な連携の下で、男女共同参画実現のための教育活動、研究活動を継続的に、積極的に行い、また法人としての大学の全活動を通じて、地域と、わが国と、世界の男女共同参画の推進に貢献します。

横浜国立大学 男女共同参画宣言

横浜国立大学は、「実践性」、「先進性」、「国際性」、「開放性」の4本の基本理念のもと、男女共同参画社会の実現を推進するため、「横浜国立大学における男女共同参画の基本方針」に基づき、教育、研究、就業の場における実質的な男女共同参画の推進を着実に進めていくことを宣言します。

具体的には以下の取組を行います。

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の積極的な推進
2. ライフイベントと研究活動を両立させるための支援を推進
3. 男女共同参画を踏まえた学生へのキャリア教育の推進
4. ライフイベントで研究を中断した研究者へのキャリア支援
5. 他機関との連携を通じた地域社会における男女共同参画の推進

(5) 服務の基本原則

教職員には国家公務員に準じた服務が求められるため、教職員就業規則及び非常勤職員就業規則で定める服務規定を遵守し、誠実にかつ公正に職務を遂行する必要がある。また、兼業が承認されている場合を除き、勤務時間中は職務遂行に専念しなければならない。服務規定に違反した場合は、懲戒処分を課せられる場合がある。

職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき事項は、次のとおりである。

- ① 常に公私の別を明らかにし、卑しくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- ② 職場の内外を問わず、その職の信用を傷つけ、又は本学の不名誉となるような行為をしてはならない。また、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。
- ③ 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等、不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。
- ④ 学長の許可を得ることなく、本学が所有する施設若しくは物品を使用してはならない。
- ⑤ 本学の諸規則により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならない。
利害関係者（学生及び学生の父母等を含む）との禁止行為は次のとおりである。
 - i 金銭、物品又は不動産の贈与（餞別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む）を受けること
 - ii 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る）を受けること
 - iii 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること
 - iv 無償で役務の提供を受けること
 - v 未公開株式を譲り受けること
 - vi 供応接待を受けること
 - vii とともに遊技又はゴルフをすること
 - viii とともに旅行（職務としての旅行を除く）をすること

【参考】

YNU CREDO 2012

SD活動である「学びのひろば」は、「仕事に対する意識・モチベーションを高める。」、「日常の仕事から少し離れ、人の仕事や大学全体のことに関心を持ち、自分にできることを考える。」などを目指して活動している。

平成24年1月6日に行われた回では、「魅力ある大学をつくるために、教職員は日々どのように行動すべきか。」「より良い大学を創るためにこれまで行動してきたことと、これから行動していきたいこと」を話し合い、10のクレド（Credo、ラテン語で信条）を公開した（完成ではなく、意見をもとに更に進化・深化していくもの）。

日々の仕事を行う際にクレドを1つでも2つでも意識するよう紹介し、本学がさらに働きがいのある職場となり、教職員間のネットワークのもつ力で教育研究の充実など大学の発展に大きく寄与したいとしている。

YNU CREDO 2012

1. 私は、大学の目標を理解し、そのためにすべきことを考え、行動します。

私は、変わりゆく社会の中におけるYNUの役割・方針・目指す姿を理解し、仲間と共有する中で自分のすべきことを考え、行動します。

2. 私は、常に目的意識を持って仕事に取り組みます。

私は、自分の仕事に喜びを感じ、仕事が自分の人生により意味を加えていると感じられるよう、「何のための仕事か」、「誰のための仕事か」という目的意識を持って仕事に取り組みます。

3. 私は、「できる」を前提に日々の仕事を進めます。

私は、何事も「できない」理由を見つけて「やらない」を選択するのではなく、「どうすればできるのか」を考え、その手段を探し出します。その結果「できない」と言わなければならないことがあっても、相手との間に信頼を築けるよう誠実に対応します。

4. 私は、必要性・効率化・改善案を考えながら仕事に取り組みます。

私は、時間も「コスト」であるという意識を持ち、今の仕事の必要性・効率化を常に考えます。そうするなかで改善を進めたり、生み出された時間で、温めてきた課題や新たな企画に取り組みます。

5. 私は、自分の仕事に自信を持ち信頼される教職員になります。

私は、向上心を持って、日頃から積極的に情報・知識・能力の獲得に努め、専門性を高めていきます。

6. 私は、相手と顔を見て仕事をします。

私は、メールや電話だけでなく、実際に足を運び、相手と顔を見て仕事をします。たとえ顔が見えなくても、仕事の向こうに人を想い、心のこもった対応をします。

7. 私は、積極的にコミュニケーションを図り、仲間と明るいキャンパスを作ります。

私は、教員・職員の立場や部署を越えて、積極的にコミュニケーションを図り、情報・意識・目的を共有し、いきいきと仕事ができる明るいキャンパスを作ります。

8. 私は、「相手の心に残る仕事」をします。

私は、相手の話をよく聞き、立場や気持ちを考えながら仕事をします。また、常にアンテナを広げ情報を収集することで、相手の希望やニーズを先読みし、新たなサービスを提案・提供します。

9. 私は、学生の成長を支援します。

私は、学生を社会の宝と考え、教育者として、学生のよき理解者として、その成長を支援します。また、大学教職員の考え方や振る舞いが、学生の成長に大きな影響を与えることを自覚し、学生にとってのロールモデルとなれるよう、自らも成長していきます。

10. 私は、大学の発展につながる活動をします。

私は、学生がYNUに愛着をもてるように、そして教職員がYNUで働いていることを誇りに思えるように、責任をもって自分の仕事を遂行するだけでなく、大学全体のことを考え、大学の発展につながる活動をします。

(6) ハラスメントの防止

他人に対して意図的に、あるいは意図せず不快感を与えたり、困らせたりする言動や態度のことをハラスメントといい、教職員は、ハラスメントとは何かを理解し、その防止に努めなければならない。

このハラスメントの防止については、ハラスメントの防止等に関する規則において必要な事項が定められており、学生その他すべての構成員に対して、勉学及び就業に関わる基本的人権を守る責務として、ハラスメントは人権に関わる重要な問題であることを理解し、ハラスメントを行わない、行わせない努力が求められている。

ハラスメントを目撃したり、被害の相談を受けたりしたときは、ハラスメントの防止に関する規則等に沿って、積極的に解決に向けて行動しなければならない。

ハラスメントと思ったら、それぞれ部局等のハラスメント相談員に相談するか、所属部局以外の相談員にも相談可能である。

また、学生センター3階のハラスメント相談室において、ハラスメントカウンセラーが相談対応をしている（予約制、soudan@ynu.ac.jp）。

【主なハラスメントの説明と具体例】

セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、行為者の意図にかかわらず、他者を不快にさせる性的な言動のことをいう。性的な言動には、性的な関心や欲求に基づく言動のほか、性差別的な言動やセクシュアル・マイノリティに対する差別的な言動も含まれる。そもそも、職場や教育・研究の場において性的な言動そのものが不適切であり、たとえ相手が不快感を示していないとしても、慎むべき行為である。ましてや、他者が不快感を覚える性的な言動であれば、セクシュアル・ハラスメントに該当する可能性が高くなる。

セクシュアル・ハラスメントは、同性間においても起こり得る。

(具体例)

(対価型)

- 個人的な性的要求に対する服従又は拒否を、教育・研究上の指導や評価、学業成績、人事及び勤務条件の決定や業務指揮に反映させること。
- 教育・研究上の指導や評価、学業成績、人事及び勤務条件の決定や業務指揮を条件とした性的な働きかけをすること。
- 教育・指導・業務中に相手への性的な関心を表現すること。

(環境型)

- 相手の意に反して執ように性的行為に誘ったり、交際の働きかけをしたりすること。
- 相手に性的不快感を与えるような仕方で、身体を凝視したり、一方的に接近したりすること。
- 不当な性差別的意識に基づいた言動をすること。

アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究上の地位や優位性に基づき、相手の人格及び尊厳を侵害する言動を行うことにより、身体的又は精神的な苦痛を与え、その就学および研究環境を悪化させることをいう。

(具体例)

- 正当な理由なく、進級・卒業・修了を認めない、単位を与えない、卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させる。
- 研究指導や教育を怠ったり、指導下にある学生・部下を差別的に扱ったりする。嫌いなタイプの学生や部下に対して、指導を拒否したり侮蔑的な言葉を投げつける。
- 本人がその場に居るか否かにかかわらず、学生や部下を傷つけるネガティブな言動を行う（発奮させる手段としても不適切）、学生や部下が持ってきた論文原稿をゴミ箱に突っ込む、破り捨てる、受け取らない、きちんと読まない、直接的なコミュニケーションを拒否する。
- 教授が行う学会発表のデータ作りを、共著者でない学生に徹夜で仕上げたことを強要する。
- 必要もなく、深夜の指導や他人の目が行き届かない状況で個人指導を行う、徹夜や休日の実験を強制する。
- 家族関係・友人・恋人のことなどについて根掘り葉掘り聞く等、プライベートなことについて、必要以上に知ろうとしたり、介入しようとしたりする。

パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させることをいう。

(具体例)

- 通常の業務時間内では達成が困難な課題を日常的に強要すること。

- 職務上及び立场上知り得た個人の情報を基にして、不当な言動・処遇をすること。
- 昇進、評価、雇用等に関する権限を濫用すること。
- 職務上必要な情報を意図的に伝えないこと。
- 不当で自分勝手なルールを強制すること。
- 私生活や私的活動への参加や協力を強要すること。

マタニティ・ハラスメント

マタニティ・ハラスメントとは、教職員の妊娠・出産及び育児・介護等に関する制度等の利用に関する言動により教職員の就業環境を害することや、妊娠・出産等に関する言動により女性教職員の就業環境を害することをいう。

(具体例)

- 産前休業の取得を上司に相談したところ、「休むなら辞めてほしい」など、解雇を示唆されること。
- 通勤の負担緩和のため時差出勤を申し出たところ、同僚から「自分なら時間通りに出勤する。あなたもそうすべき。」と繰り返し言われ制度の利用をあきらめざるを得ない状況となっていること。
- 妊娠したことを同僚に伝えたら、「自分なら今の時期に妊娠しない。あなたも妊娠すべきでなかった。」と繰り返し言われ、就業する上で看過できない程度の支障が生じていること。

モラル・ハラスメント

モラル・ハラスメントとは、身体への直接的な暴力を伴わない言葉（年齢、出身、身体的特徴、趣味嗜好、国籍などに関連した不当な言動）や態度などの見えない暴力によって、巧妙に人の心を傷つける精神的な嫌がらせ・迷惑行為をいう。

(具体例)

- 職場で、長期に働いている女性に対し「そろそろ、身を引いたら」と強要すること。
- 身体的な特徴や障がいをかかったり、その真似をしたりすること。
- 何度挨拶をしても自分だけ無視されること。
- 出身地が田舎という事で上司や同僚にバカにされること。
- チームで仕事を行いミスをして上司や同僚が自分だけ責めること。
(ミスの原因が自分ではないという証拠を見せても、聞いてもらえない。)
- 自分が失敗するとため息をつき、馬鹿にしたような態度で見られること。

- 上司や先輩が自分の事を仕事が出来ないと言いつらし、勝手に仕事が出来ない人間扱いされること。

【参照すべき規則等】

- ・ 横浜国立大学におけるハラスメントの防止等に関する規則
- ・ 横浜国立大学におけるハラスメントの防止・対策に関するガイドライン
- ・ ハラスメント相談室要項

(7) 公益通報

公益通報とは、事業者について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、そこで働く労働者が不正の目的ではなく、事業者内部、行政機関、その他の事業者外部に通報することを言い、通報者は公益通報者保護法により保護される。

本学においても、公益通報者の保護に関する規則及び公益通報者の保護に関する規則施行細則を制定し、通報窓口を総務企画部総務企画課法規文書係とし、相談窓口は次の各係としている。

- ① 総務企画部総務企画課法規文書係及び人事・労務課任用係
- ② 財務部財務課総務・照査係
- ③ 学務部学生支援課学務総務係
- ④ 施設部施設企画課総務・契約係
- ⑤ 研究・学術情報部研究推進課研究総務係

通報の対象は、

- ① 法令等に違反する行為
- ② 学生等の生命、身体、財産その他の利害を害し、又はこれらに関して重大な影響を及ぼすおそれのある行為
- ③ 公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為である。

【参照すべき規則等】

- ・ 公益通報者の保護に関する規則
- ・ 公益通報者の保護に関する規則施行細則
- ・ 横浜国立大学における公的研究費等に係る通報等に関する取扱細則
- ・ 公的研究費等の通報に関する調査等要領

(8) 安全保障輸出管理、軍事的安全保障研究

近年、大学において国際的な人的交流の活発化や海外との共同研究が進展している。このため、貨物の輸出及び非居住者に対する技術の提供等について規制している外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の趣旨を十分踏まえた輸出管理を的確に行う必要がある。

外為法においては、学会誌への論文の投稿や学会発表など、技術を公知とするための行為は、経済産業大臣の許可を受けずに行うことができる。一方、輸出規制対象の計測機器・試料等の貨物・役務規制対象技術資料等の海外への持出し、海外出張等に際しての技術提供、海外からの研究者や留学生の受入に伴う技術の提供、国際的な共同研究等における技術移転、用途や需要者の安全が確認できない規制対象品目以外の貨物の輸出の中には、経済産業大臣の許可が必要なものがある。

本学教職員は、これらの手続き等について、安全保障輸出管理規則に則り適切な手続きを行う必要がある。

「安全保障輸出管理の手引き 安心して教育・研究を行うために」は、外国人へ提供する技術や海外へ輸出する装置、試料等が、大量破壊兵器の開発などへ利用・転用されるのを防ぐための規制を概説したものである。法令に基づき必要とされる規制であるため、海外との関係が生じる場合は確認を行う必要がある。

また、平成29年10月の外為法改正施行により、輸出令に違反した場合の個人刑事罰が強化され、また、初めて法人重科の採択により、大学にも罰則が適用されることになった。このことから「安全保障輸出管理ガイダンス（冊子、PDF）」により、海外への貨物輸出及び技術提供についても、最新の輸出管理規則の確認が必要である。

本学における安全保障輸出管理及び軍事に関わる研究の取扱いについては、平成27年7月に学長から各部局長宛に、以下のとおり通知している。

平成27年7月6日

部局長各位

横浜国立大学における安全保障関連事項の対応について（通知）

学長 長谷部 勇一

平素から本学の教育研究活動にご尽力いただき、感謝申し上げます。

近年特に、我が国をとりまく安全保障環境が変化し、それに伴って新たな課題が法的、社会的問題として指摘されるようになってきました。そこで、教員の皆様に対して、安全保障関連事項に関して2点お願いがあります。

（1）安全保障輸出管理について

近年、大学において国際的な人的交流の活発化や海外との共同研究が進展しています。このため、貨物の輸出及び非居住者に対する技術の提供等について規制している外国為替及び外国貿易法（外為法）の趣旨を十分踏まえた輸出管理を的確に行う必要があります。外為法においては、学会誌への論文の投稿や学会発表など、技術を公知とするための行為は教員の裁量で自由に行うことができます。

一方で、

- ・ 輸出規制対象の計測機器や試料等の貨物や役務規制対象の技術資料等の海外への持出し
- ・ 海外出張等の際しての技術提供
- ・ 海外からの研究者や留学生の受入に伴う技術の提供
- ・ 国際的な共同研究等における技術移転
- ・ 規制対象品目以外の輸出貨物の用途・需要者の安全確認

以上の項目には経済産業大臣の許可が必要なものがあります。本学では「国立大学法人横浜国立大学安全保障輸出管理規則」を定めて必要な手続きを定めていますので、不明な点は必ず研究推進課（内線：3193）への連絡をお願いします。

また、グローバル化を推進するために、多くの外国人研究者もしくは留学生を受け入れて日々教育研究に携わっている教員の皆様も少なからずおります。特に理工系研究者もしくは留学生の受け入れに際して、その出身国・機関に対しては、受入前に十分な注意を払っていただくようお願いいたします。現在、11カ国を懸念対象国として、502企業、25大学がリストに掲載されています。研究推進機構・研究支援室

では外国人留学生受入のための事前確認シート（別紙様式第1号の1A-私費留学生）を用意しておりますので、当該地域からの留学生受入に際しては確認シートを研究推進機構・安全保障輸出管理の当該ホームページからダウンロードして記入の上、研究支援室への提出をお願いいたします。不明な点がありましたら、必ず担当部署までお問い合わせください（内線：3193）。

（2）我が国における軍事に関わる研究の取扱いについて

大学は教育と研究を行う場として社会から認められています。大学で進められる全ての研究は、その内容および運営について研究者の判断で自由に進めることが保証されていることはいくつまでもありません。しかし一方で、研究に対する自由には社会に対する責任が伴うことを忘れることはできません。

科学研究にはその取扱いによって民生目的にも軍事目的にも利用される可能性（両義性＝デュアル・ユース）が、本質的に備わっていますが、近年、大学における研究成果について、このデュアル・ユースの可能性は高まってきていると思料されます。このような中、いわゆる軍事に関連した研究を大学が進めるかどうか、自らの意思で方針を示す必要があると同時に、社会から問われています。

本学では、大学憲章の中で、「教育と研究の成果をもって社会の福祉と発展に貢献する」と謳い、また研究方針として、「あまねく人々に福祉をもたらす源泉として、科学が担う役割はかつてないほど大きなものとなっている」と公表しています。さらに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範」（平成25年1月25日）においては、「科学者の基本的責任」として「科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する」こと、さらには「科学研究の利用の両義性」として「科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する」とあります。

本学では、大学は学生に対する教育機関であることを再認識した上で、以上のような考え方に則して、軍事に関わる研究（応用研究）の実施について慎重に対処したいと思っておりますので、関連の研究を行う場合には研究推進課（内線：3030）までご連絡をお願いいたします。また、軍事に関わる研究に直接つながる外部資金の導入についても同様にご連絡をお願いしたいと考えております。このような場合には、研究担当理事等が事情を伺う場合もありますのでご協力をお願いします。

以上

軍事的安全保障研究は、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念があるため、日本学術会議は、平成29年3月に、「大学等は、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべき」との軍事的安全保障研究に関する声明を発表している。

【参照すべき規則等】

- ・安全保障輸出管理規則
- ・安全保障輸出管理体制
- ・安全保障輸出管理ガイドンス

(9) 個人情報の保護

個人情報とは、生存する個人に関する情報全般であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む。

個人情報を保有している組織においては、漏洩などがないよう情報管理の在り方が問われており、保管場所や廃棄、消去に十分留意して取り扱う必要がある。

なお、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

個人情報の保有に当たっては、業務遂行に必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできるだけ特定しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

個人情報漏洩の事態になった場合は、被害拡大の防止、事実調査（公表）、本人への説明・謝罪、再発防止策の公表、文部科学省への報告など、迅速に対処する。

【参照すべき規則等】

- ・ 法人文書管理規則
- ・ 情報公開取扱規則
- ・ 文書処理規則
- ・ 情報公開・個人情報保護委員会規則
- ・ 横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則
- ・ 保有個人情報の開示、訂正、利用停止に関する規則
- ・ 横浜国立大学の保有する特定個人情報の保護に関する規則
- ・ 保有個人情報の開示、訂正、利用停止に関する規則における特定個人情報についての特例に関する規則
- ・ 横浜国立大学における保有個人情報の開示・訂正・利用停止の決定等に係る審査基準
- ・ 横浜国立大学における保有個人情報の開示の実施の方法及び手数料に関する要項

(10) 情報セキュリティ対策

本学が所有する情報の教育研究的価値は年々高まってきており、盗難や不正行為による情報漏洩や災害などによる情報消失の脅威は、以前に比して一層増大している。

このことから、情報セキュリティの確保とより一層の改善が求められており、以下の遵守を義務付けている。

- ① 教育、研究及び本学業務に関連した事業活動以外の目的（宗教・政治・営利）に利用しないこと。
- ② 自分のユーザ ID を他人に使用させないこと、他のシステムに使用しているパスワードを使い回さないこと。
- ③ 使用を認められている機器以外の機器を操作しないこと。
- ④ 情報ネットワークの維持及び正常な運用を妨げる行為をしないこと。
- ⑤ 公序良俗に反する行為、第三者への誹謗、中傷、プライバシーの侵害、ソフトウェアなどの著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害をしないこと。
- ⑥ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律その他の法令に規定する違反行為をしないこと。
- ⑦ 電子ジャーナルのシステムティックダウンロードを行わないこと。
- ⑧ 有害なプログラムやデータによる情報ネットワークシステムや機器類の損傷、その他本学の情報ネットワークシステムの運用を妨害する行為をしないこと。

また、飲酒運転やキセル乗車などの違反な行為を行ったという文章を学生がインターネット上に掲載したことで本人が特定され、本人だけでなく本学も非難されることが起こっている。

インターネット上に軽率な書き込みをすることは世間に対して信用をなくすばかりか、法的な処分を科されることもあるため、自分の行動に責任をもち、一人ひとりが節度ある行動をとるよう所属部局教員からの指導が望まれる。

情報セキュリティ統括責任者（**Chief Information Security Officer**）は、以下のような情報セキュリティの管理に係る業務全般を統括する。

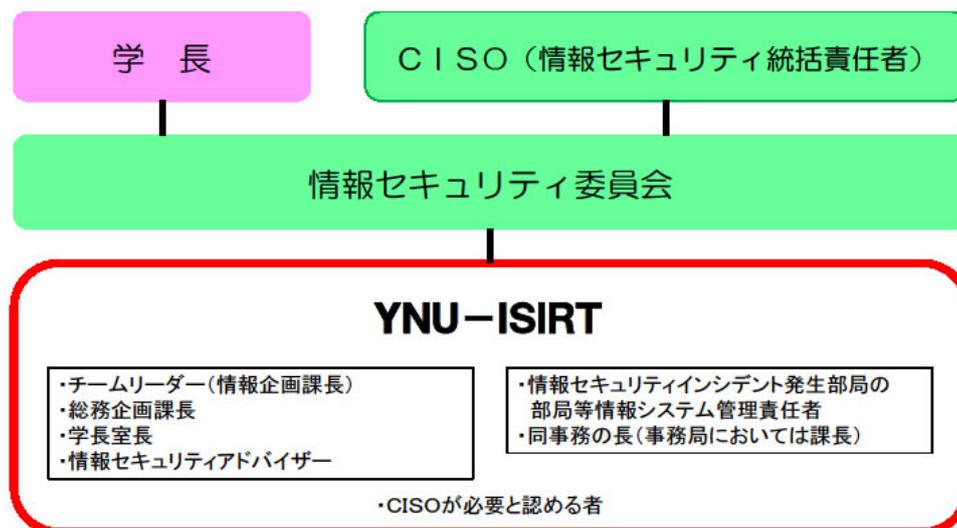
- 情報セキュリティインシデントの発生を未然に防止し、又はその発生後の対策を講ずるため、全学又は部局等における情報セキュリティの実施状況を調査することができる。
- 情報セキュリティ上のリスクが高くインシデントの発生を未然に防止する必要性が高い場合又はインシデント発生後の対応策として必要と認める場合、本学又は特定の部局等の情報システムの全部又はその一部を停止することを情報セキュリティ実施責任者（研究・学術情報部長）又は部局等総括責任者に命ずるものとす

る。

- 本学の情報セキュリティインシデントに関わる情報を入手した場合、情報セキュリティ実施責任者又は部局等総括責任者に通知し、情報セキュリティの維持を図るものとする。
- 情報セキュリティに関するインシデントが発生した場合、以下の YNU-ISIRT へ指示を行い、被害の拡大を防ぐとともに、インシデントから復旧するための体制を整備する。

YNU-ISIRT（情報セキュリティインシデント対応チーム） TEL. 045-339-4470

YNU-ISIRT (Information Security Incident Response Team) は、本学の情報セキュリティが脅かされる、又は学外の情報セキュリティを脅かす可能性があると判断する場合に、情報セキュリティインシデント発生時の連絡受付及び技術的応急対応、再発防止策の提言等により影響を最小限に抑制し、情報資産の安全を確保することを目的として設置されたものである。



【参照すべき規則等】

- ・サイバーセキュリティ基本法
- ・著作権法
- ・電気通信事業法
- ・電子署名及び認証業務に関する法律

- ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
- ・電波法
- ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・有線電気通信法
- ・情報化統括責任者等に関する規則
- ・キャンパス情報ネットワーク管理運用規則
- ・情報システム利用規則
- ・国立大学法人横浜国立大学情報戦略推進機構規則
- ・国立大学法人横浜国立大学情報戦略推進機構情報基盤センター規則
- ・情報基盤センター利用細則
- ・情報システム運用基本方針 【情報システム運用ポリシー】
- ・情報システム運用基本規則 【情報システム運用ポリシー】
- ・情報システム管理運用規則
- ・情報システム非常時行動計画に関する規則
- ・キャンパス情報ネットワーク管理運用規則
- ・サブネット運用規約
- ・フィルタリングフリーネットワーク提供サービス利用規約
- ・情報システムのセキュリティ維持に関するガイドライン
- ・情報資産運用リスク管理規則
- ・情報資産（情報システム）特定とリスク分析手順
- ・情報資産（個人情報・一般情報）特定とリスク分析手順
- ・情報システム非常時行動計画に関する規則
- ・情報セキュリティインシデント対応チーム設置要項
- ・インシデント対応手順
- ・学外クレーム対応手順
- ・情報格付け基準
- ・情報格付け取扱手順
- ・情報資産特定手順（事務系）
- ・情報資産特定手順（研究系）
- ・PC取扱ガイドライン
- ・アカウント利用規約
- ・メールサービス利用規約
- ・YNU メールアカウント（生涯用）利用規約
- ・ウェブブラウザ利用ガイドライン
- ・利用者パスワードガイドライン

- ・ 情報セキュリティ管理規則
- ・ 情報セキュリティ教育規則
- ・ 情報セキュリティ教育手順
- ・ 情報セキュリティ監査規則
- ・ 情報セキュリティ内部監査実施手順
- ・ 外部委託選定規則
- ・ 外部委託選定手順

(11) 知的財産権の保護

人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間の権利保護を与えるようにしたのが知的財産権制度である。

「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

知的財産の特徴は、「もの」とは異なり「財産的価値を有する情報」である。情報は、容易に模倣されるという特質をもっており、しかも利用されることにより消費されるということがないため、多くの者が同時に利用することが可能である。こうしたことから知的財産権制度とは、創作者の権利を保護するため、元来自由利用できる情報を、社会が必要とする限度で自由を制限する制度とすることができる。

大学での講義における著作物の複製・送信、入試問題作成における小説の一部引用、詩や論文の改変など、著作物等を利用する場合は、利用許諾が必要か否かについて確認する必要がある。

【参照すべき規則等】

- ・ 著作権制度に関する情報 知的財産権（文化庁）
- ・ 著作権テキスト（文化庁）
- ・ 職務発明規則
- ・ 職務発明規則運用細則

4. コンプライアンスに関する研修と内部監査

横浜国立大学コンプライアンス基本規則第 16 条において、総括責任者の義務としてコンプライアンス事案の防止のため、役職員に対しコンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を深めるために必要な教育及び研修に関する全学的な体制を確立することが定められている。

この観点から 4 月 1 日の初任者研修においてコンプライアンスに関する研修を行うとともに、定期的に役職員に対するコンプライアンス研修を実施することとしている。

役職員、特に幹部職員は、できる限り企画されるコンプライアンス研修に参加するとともに、そこで得た知見を部局内で情報共有するなどに努め、組織におけるコンプライアンス意識の醸成に努めていただきたい。

また、基本規則第 17 条において、学長は、必要に応じ、全学又は特定部局等のコンプライアンス事案に係る内部監査を監査室長に指示し実行することが定められている。

コンプライアンス基本規則、基本方針、行動規範と定めがあってもそれが着実に大学内において履行されなければコンプライアンス事案の事前防止は果たされない。履行状態を適宜確認し、改善を図っていくことは重要であり、内部監査の意義は大きく、十分にこれを活用していくことが必要である。

5. コンプライアンス窓口

コンプライアンス事案を上司等に直接報告できない時は、コンプライアンス通報・相談窓口を利用することができる。通報者は、そのことを理由に不利益な取扱いを受けることはない。通報、相談は顕名とするが、通報、相談された方の秘密は厳守する。通報、相談は、直接面談によるほか、電話、メール、書面によることもできる。

コンプライアンス通報・相談窓口（コンプライアンス室）

compliance@ynu.ac.jp

TEL. 045-339-3068

<http://www.ynu.ac.jp/about/information/compliance/index.html>

横浜国立大学コンプライアンス基本規則

この規則は、国立大学法人横浜国立大学におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、もって健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的としています。

コンプライアンス事案(第2条)

コンプライアンス事案とは、本学の役職員に関わる法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

報告(第19条)

役職員等は、コンプライアンス事案を把握した場合、速やかに上司又は推進責任者に報告するものとする。

通報(第19条)

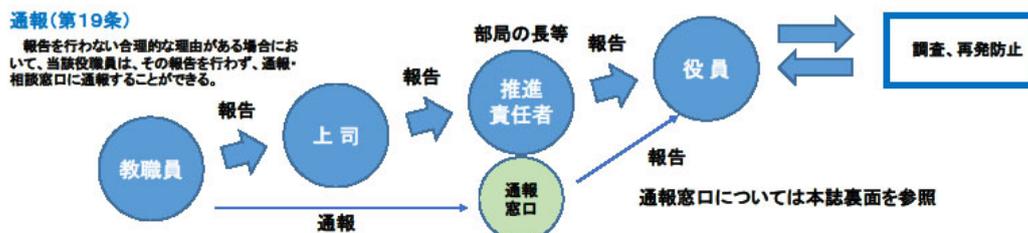
報告を行わない合理的な理由がある場合において、当該役職員は、その報告を行わず、通報・相談窓口に通報することができる。

役職員の責務(第3条)

役職員は、横浜国立大学憲章の定める理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって、公正・公平かつ誠実な職務の執行に努めなければならない。

コンプライアンス基本規則の全文はウェブ等でご覧下さい。

コンプライアンス事案の報告・通報フロー図



YNU Basic Rules on Compliance

なお、コンプライアンスに関係した諸規則においても通報窓口等を設置している。

○公的研究費等管理規則

通報窓口（財務部財務課）

相談窓口（財務部財務課、研究・学術情報部研究推進課）

○公益通報者の保護に関する規則

通報窓口（総務企画部総務企画課法規文書係）

相談窓口（総務企画部総務企画課法規文書係及び人事・労務課任用係、財務部財務課総務・照査係、学務部学生支援課学務総務係、施設部施設企画課総務・契約係、研究・学術情報部研究推進課研究総務係）

○ハラスメントの防止等に関する規則

相談窓口

常盤台地区（立野、大岡及び鎌倉地区を除くその他の地区）

総務企画部人事・労務課、学務部学生支援課

立野地区 教育学部附属横浜小学校

大岡地区 教育学部附属横浜中学校、附属特別支援学校

鎌倉地区 教育学部附属鎌倉小学校、附属鎌倉中学校

○公正な研究活動の確保等に関する規則

告発、相談窓口

研究・学術情報部研究推進課

○障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則

障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止に的確に応じるための窓口

- ・業務全般：総務企画部総務企画課長、総務企画部人事・労務課長
- ・学生に対する修学支援、就職支援及び生活支援等：障がい学生支援室
- ・入学又は進学を希望する者への支援、その入学者選抜試験
：障がい学生支援室
- ・教育学部附属学校：教育学部附属学校副校長
- ・民間企業、地域社会、その他の外部機関との産学官公連携
：研究・学術情報部研究推進課長
- ・その他本学の広報：総務企画部学長室長

国立大学法人横浜国立大学コンプライアンス基本規則

(平成 29 年 10 月 12 日規則第 87 号)

改正 平成 29 年 11 月 30 日規則第 103 号

平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、もって健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) コンプライアンスとは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 役職員とは、本学に所属する役員及び教職員並びに派遣契約に基づき本学の業務に従事する者をいう。
- (3) 部局とは、国立大学法人横浜国立大学組織運営規則第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 17 条第 1 項、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条第 1 項、第 18 条の 2 第 1 項、及び第 22 条第 1 項に規定する組織をいう。
- (4) コンプライアンス事案とは、本学の役職員に関わる法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

(役職員の責務)

第 3 条 役職員は、横浜国立大学憲章の定める理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって、公正・公平かつ誠実な職務の執行に努めなければならない。

2 役職員は、次のことを行ってはならない。

- (1) 自らコンプライアンス違反を行うこと。
- (2) 他の役職員に対し、コンプライアンス違反を行うことを指示・教唆すること。
- (3) 他の役職員のコンプライアンス違反を黙認すること。

(他の規則等との関係)

第 4 条 この規則の定めにかかわらず、他の規則等においてコンプライアンスに関し、別段の定めがあるときは、当該規則等の定めるところによる。

第 2 章 コンプライアンス推進体制

(最高責任者)

第5条 本学のコンプライアンス推進における最高責任者は、学長とする。

(総括責任者)

第6条 本学に、コンプライアンス推進に関する業務を統括させるため、コンプライアンス総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 総括責任者は、コンプライアンスに係る方策の総合調整を行うとともに、コンプライアンス事案への本学の対応を統括する。

(推進責任者)

第7条 本学に、総括責任者の指示に基づき、当該部局に係るコンプライアンスの推進に関する業務を行わせるため、別表第1に定めるコンプライアンス推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置く。

(コンプライアンス委員会)

第8条 本学に、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第9条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定に関する事項
- (2) コンプライアンス事案の防止活動の実施計画の策定に関する事項
- (3) その他コンプライアンスの推進に係る重要事項

(組織)

第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括責任者
- (2) 学長が指名する理事及び副学長
- (3) その他総括責任者が指名する者

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総括責任者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第12条 第10条第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成員以外の者の出席)

第13条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(専門委員会)

第14条 コンプライアンスに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、別に定める。

(コンプライアンス室)

第 15 条 本学に、コンプライアンスに関する業務を処理するため、コンプライアンス室を置く。

2 コンプライアンス室に関する必要な事項は別に定める。

第 3 章 コンプライアンス事案の防止活動

(教育及び研修)

第 16 条 総括責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、役職員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を深めるために必要な教育及び研修に関する全学的な体制を確立するよう努めなければならない。

2 推進責任者は、当該部局の教職員に対し、コンプライアンス意識の醸成に関し常に啓発・指導を行うよう努めなければならない。

(内部監査)

第 17 条 学長は、必要に応じ、全学又は特定部局等のコンプライアンス事案に係る内部監査を、監査室長に指示し実施するものとする。

2 総括責任者及び推進責任者は、前項の内部監査の結果に基づき、コンプライアンス事案の防止活動の充実に努めなければならない。

第 4 章 コンプライアンス事案への対応

(コンプライアンス通報・相談窓口)

第 18 条 本学に、役職員からのコンプライアンス事案に係る通報又は相談（以下、「コンプライアンス通報等」という。）への対応を行うため、コンプライアンス室にコンプライアンス通報・相談窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を置く。

(報告及び通報)

第 19 条 役職員は、コンプライアンス事案を把握した場合、速やかに上司又は推進責任者にその内容を報告するものとする。ただし、報告を行わない合理的な理由がある場合において、当該役職員は、その報告を行わず、通報・相談窓口に通報することができる。

2 前項の報告を受けた上司は、速やかに推進責任者に報告しなければならない。ただし、報告を行わない合理的な理由がある場合において、当該上司は、その報告を行わず、通報・相談窓口に通報することができる。

3 第 1 項又は前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス事案について、軽微なものを除き、総括責任者及び当該業務を所掌する理事又は副学長に報告しなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の通報・相談窓口への通報に関し、当該通報窓口の担当者は当該コンプライアンス事案について総括責任者に報告しなければならない。

5 総括責任者は、第 3 項あるいは前項の報告を受けたときは速やかに最高責任者に報告するものとする。

(本学役職員以外の者による情報提供等)

第 20 条 前条第 1 項の規定は、本学の役職員以外の者がコンプライアンス事案に係る情報を教職員に対して提供し、又は通報・相談窓口を利用することを妨げるものではない。

(報告者の責務)

第 21 条 コンプライアンス事案に係る報告又は通報を行う者(以下「報告者」という。)は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく報告又は通報を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(役職員に係る調査の手続)

第 22 条 役職員に関する第 19 条第 3 項あるいは第 4 項の報告を受けた総括責任者は、必要に応じて当該コンプライアンス事案の事実関係について、推進責任者又は当該業務を所掌する理事若しくは副学長に調査を指示するものとする。ただし、総括責任者が自ら調査を行うことを妨げない。

2 推進責任者又は当該業務を所掌する理事若しくは副学長は、前項の調査の結果を総括責任者に報告しなければならない。

3 総括責任者は、前項の報告を受けた場合、速やかに最高責任者に報告するものとする。

4 総括責任者は、第 2 項の報告により必要と認める場合には、懲戒の手続に移行させることについて担当理事及び副学長と協議の上、学長に具申する。

(コンプライアンス事案への対応に当たっての適切な配慮)

第 23 条 総括責任者及び推進責任者は、本学におけるコンプライアンス事案への対応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

(1) 報告者又は当該コンプライアンス事案に係る調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。

(2) 当該コンプライアンス事案に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。

(3) 当該コンプライアンス事案に係る調査に当たって、必要に応じて専門的な知見を有する学外者の参画を得るなどその客観性及び公正性を確保すること。

(学長が行う措置)

第 24 条 学長は、第 19 条第 5 項並びに第 22 条第 3 項及び第 4 項に基づく報告等を受けたときは、必要に応じて当該違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復させるとともに、再発防止又は懲戒等の必要な措置を講じなければならない。

(説明責任)

第 25 条 学長は、コンプライアンス事案については、法令に基づき関係機関へ適切に報告するとともに、当該事案の社会的影響を踏まえ、必要に応じて適時かつ適切な方法により公表するものとする。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 11 月 30 日規則第 103 号)

この規則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 7 条関係)

部 局	推進責任者
教育学部	教育学部長
教育学部附属教育デザインセンター	教育学部長
教育学部附属高度理科教員養成センター	教育学部長
教育学部附属鎌倉小学校	校長
教育学部附属鎌倉中学校	校長
教育学部附属横浜小学校	校長
教育学部附属横浜中学校	校長
教育学部附属特別支援学校	校長
経済学部附属アジア経済研究センター	経済学部長
国際社会科学研究院	国際社会科学研究院長
工学研究院	工学研究院長
環境情報研究院	環境情報研究院長
環境情報研究院附属臨海環境センター	環境情報研究院長
都市イノベーション研究院	都市イノベーション研究院長
先端科学高等研究院	副高等研究院長
附属図書館	附属図書館長
研究推進機構	機構長
情報戦略推進機構	機構長
国際戦略推進機構	機構長
地域連携推進機構	機構長
保健管理センター	センター所長
情報基盤センター	センター長
機器分析評価センター	センター長
男女共同参画推進センター	センター長

国際教育センター	センター長
高大接続・全学教育推進センター	センター長
大学院教育強化推進センター	センター長
未来情報通信医療社会基盤センター	センター長
地域実践教育研究センター	センター長
成長戦略研究センター	センター長
リスク共生社会創造センター	センター長
事務局	事務局長
国際戦略室	室長
障がい学生支援室	室長

横浜国立大学におけるコンプライアンスに関する基本方針

この方針は、コンプライアンスの推進を図るため、横浜国立大学の役員及び教職員に関する行動規範となる基本的考え方を示すものである。健全で適正な大学運営、業務遂行を確保し、もって横浜国立大学に対する社会的な信頼を維持することを目的とする。

I 基本的姿勢

- (1) 横浜国立大学の役員及び教職員は、大学の使命を自覚し、横浜国立大学憲章が定める理念、すなわち現実の社会との関わりを重視する「実践性」、新しい試みを意欲的に推進する「先進性」、社会全体に大きく門戸を開く「開放性」、海外との交流を促進する「国際性」を実現するため、教育、研究、大学運営、地域社会への貢献等に真摯に取り組まなければならない。
- (2) 横浜国立大学におけるコンプライアンスとは、「法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守すること」を言い、役員及び教職員は、その職務執行にあたり、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観と社会的良識をもって、公正・公平かつ誠実な職務の遂行に努めなければならない。
- (3) 役員及び教職員は、自らコンプライアンス違反を行うことはもとより、他の役員及び教職員に対し、コンプライアンス違反を行うことを指示・教唆することや他の役員及び教職員のコンプライアンス違反を黙認することを行ってはならない。
- (4) コンプライアンスとは、社会的な信用失墜行為が生じることを未然に防ぐという考え方を背景とする。したがって、役員及び教職員は、法令等を遵守すれば良いと言ういわば消極的な態度にとどまらず、大学の社会的な信用失墜行為が生じるリスクを念頭に置き、法令等の規範にない部分をどのように補うのか、を常に意識して行動しなければならない。
- (5) 大学の常識と社会の良識がかけ離れたところに不祥事が発生することを念頭に、役員及び教職員は、様々な場において常に自身への問いかけを行い、社会の良識とかけ離れないように努めなければならない。
 - ① その行動は、法律に違反していないだろうか
 - ② その行動は、本学の理念に違反していないだろうか
 - ③ その行動は、社会良識や倫理に違反していないだろうか
 - ④ その行動は、公明正大・透明に行っているだろうか

- ⑤ その行動は、事実を隠していないだろうか
- ⑥ その行動は、適時適切に社会の要請に応じているだろうか

II 個別の留意事項

次に掲げる個別事項に関しては、大学におけるコンプライアンスの推進において特に留意すべきものであり、法令や学内の規則、学協会のガイドライン等を十分理解し、高い倫理意識と責任感をもって取り組まなければならない。

(1) 役員及び教職員相互の信頼関係を確保するために

- ① 各自の人権を尊重し、差別や性的嫌がらせに繋がるような言動や個人の尊厳を傷つけるような言動は行わないこと
- ② 就業規則を十分に理解し、就業規則に定められた禁止事項やその精神に反するような不誠実な行為は行わないこと
- ③ 労働安全衛生に関する法令等を遵守し、健全で働きやすい職場環境を維持すること

(2) 学生とともに

- ① 教育基本法を始めとする関係法令を遵守し、本学の教育理念の実現に向けて熱意を持って学生指導を行うこと
- ② 教育において学生の人格を尊重し、学生の能力開発、人間性・倫理性の深化を目指すこと
- ③ 学生の個人情報を適正に取得し、正確性を確保し、漏洩、滅失又は毀損の防止等に細心の注意をもって適正に管理すること
- ④ 学生からの相談・申し出等に対し、常に公正かつ誠実な態度で接し、迅速かつ的確に対応すること

(3) 研究者としての信頼を確保するために

- ① 大学における研究が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に説明し、社会との建設的な対話を築くよう努力すること
- ② 他の研究者の成果を適切に評価するとともに、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け誠実な態度で対応すること
- ③ ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為、二重投稿、不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為を行わず、加担もしてはならないこと
- ④ 研究不正行為に対する対応について、その防止と併せ、自律・自浄作用の強化を認識し、このことは研究活動を通じた教育の上でも重要であることを銘記すること

⑤ 研究費の使用にあたっては法令等を遵守し、適正な運営と管理に努めること

(4) 地域社会からの信頼を確保するために

- ① 積極的な情報公開と広報活動を通じて、本学に対する理解と信頼の確保に努力すること
- ② すべての教育・研究活動にあたって、環境保全を重視するとともに環境負荷の抑制に努めること
- ③ 市民社会に脅威を与える反社会的勢力と断固として対決すること
- ④ 地域社会の構成員として社会貢献活動に積極的に参加すること

(5) 取引先の信頼を確保するために

- ① 取引にあたって、公正かつ自由な取引を確保しカルテルや談合、優越的地位の濫用など法令等の違反となるような行為は行わないこと
- ② すべての取引先が本学と対等の立場にあるよきパートナーであることを十分認識して公正かつ誠実に対応すること
- ③ 取引先との間の接待や贈答品の接受は職員倫理規則に基づき行わないこと
- ④ 契約の締結等により知り得た取引先の機密情報について漏洩等のないよう、細心の注意をもって厳正に管理すること

以上

(参考)

コンプライアンスが主として問題になる事案

<基本原則>

① 法令の遵守

<役職員の相互の信頼関係の確保のために><学生とともに>

② 人権の尊重と差別解消

(障がいを理由とする差別、男女差別等、セクハラ、パワハラ等のハラスメント)

③ サービスの基本原則 (就業規則等)

④ 安全衛生の確保

⑤ 個人情報の保護

<研究者としての信頼の確保のために>

⑥ 公正な研究活動の推進 (研究倫理、研究不正)

⑦ 資金の適正使用と適切な財産管理 (公金不適正使用等)

⑧ 知的財産の保護

⑨ 安全保障輸出管理

<取引先の信頼の確保のために>

⑩ 利害関係者との関係 (公務員倫理、優越的地位の濫用、守秘義務など)

<地域社会の信頼の確保のために>

⑪ 情報セキュリティ対策

⑫ 環境保全、環境への配慮

⑬ 反社会的勢力への対応

⑭ 積極的な情報公開とアカウンタビリティ (説明責任) の確保